

## 社会福祉法人いちえ福社会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 いちえ福社会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 当法人の非常勤役員のうち、理事に対して別表1のとおり業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 評議員は無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、別表2の通り費用を弁償する。ただし、施設職員が役員の場合には支給しない。

2 交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、これを支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成23年8月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月24日一部改正
3. この規程は、令和2年11月7日一部改正、令和2年11月7日から施行する

別表1 (理事の報酬)

業務内容	金額
法人業務を行う理事	月額 100,000円
その他の理事	支給しない

別表2 (費用の弁償)

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償  
10,000円

(2) 監事が監査をした場合の費用弁償  
10,000円